

岩手県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更した。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和8年10月7日から同年11月5日まで関係書類を縦覧に供する。

令和8年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
増沢西部地区（区画整理）	当該変更に係る県営土地改良事業計画書の写し	奥州市役所